傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

損害賠償請求事件について

事案の概要

本件は、マンション（区分所有建物）の区分所有者である上告人（１審原告）が、同マンションの共用部分の設置又は保存の瑕疵に起因する漏水事故により損害を被ったと主張して、同マンションの管理組合（区分所有者の団体）である被上告人（１審被告）に対し、民法７１７条１項本文に基づく損害賠償を求めるなどする事案である。

〔参考〕

民法７１７条１項本文

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。

原判決及び争点

◇　原判決（東京高裁）は、管理組合（区分所有者の団体）は、マンションの共用部分について、民法７１７条１項本文にいう「占有者」に当たらないとして、上告人の被上告人に対する同項本文に基づく損害賠償請求を棄却すべきものとした。

◇　最高裁における争点は、管理組合（区分所有者の団体）が、マンションの共用部分について、民法７１７条１項本文にいう「占有者」に当たるか否かである。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

損害賠償等請求事件について

事案の概要

本件は、マンション（区分所有建物）の区分所有者である上告人（１審原告）が、同マンションの共用部分である外壁及び床下スラブの亀裂等に起因する漏水事故により損害を被ったと主張して、同マンションの管理組合（区分所有者の団体）である被上告人（１審被告）に対し、民法７１７条１項本文に基づく損害賠償を求めるなどする事案である。

〔参考〕

民法７１７条１項本文

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。

原判決及び争点

◇　原判決（東京高裁）は、管理組合（区分所有者の団体）は、マンションの共用部分について、民法７１７条１項本文にいう「占有者」に当たらないとして、上告人の被上告人に対する同項本文に基づく損害賠償請求を棄却した。

◇　最高裁における争点は、管理組合（区分所有者の団体）が、共用部分について、民法７１７条１項本文にいう「占有者」に当たるか否かである。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

第三者異議事件について

事案の概要

被上告人は、自己の職務に関して預かり保管する金員（以下「預り金」という。）を管理するため、「預かり金口　○○○○」名義の預金口座を開設していた。

被上告人に対して債権を有する上告人は、上記口座に係る預金債権（以下「本件預金債権」という。）を差し押さえた。

本件は、被上告人が、依頼者からの預り金は強制執行をすることができない信託財産に属する財産（信託法２３条１項）であるから、被上告人の依頼者からの預り金（以下「本件預り金」という。）を原資とする本件預金債権もまた強制執行をすることができない信託財産に属する財産であると主張し、信託法２３条５項に基づき本件預金債権に対する上記差押えの排除を求める事案である。

〔参考〕信託法２３条１項　（前略）信託財産に属する財産に対しては、強制執行（中略）をすることができない。

５項　第１項（中略）の規定に違反してされた強制執行（中略）に対しては、受託者又は受益者は、異議を主張することができる。この場合においては、民事執行法（昭和５４年法律第４号）第３８条（中略）の規定を準用する。

民事執行法３８条１項　強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができる。

原判決及び争点

◇　原判決（東京高裁）は、要旨次のとおり判断し、被上告人の請求を認容すべきとした。

争点①　本件預金債権の原資である預り金を信託財産に属すべきものと定めた信託契約の成立要件についての主張があり、当該信託契約が成立したといえるか。

預り金は、当該預り金の預託を受けた者の固有財産と区別して管理されている限り、信託財産に属する財産といえるところ、本件預金債権が被上告人の固有財産から区別して管理されていたことからすると、本件預金債権の原資である本件預り金を信託財産に属すべきものと定めた信託契約が成立していたといえ、その具体的な内容が主張される必要はない。

争点②　信託財産に属する財産か否かの判断の基準時はいつか

預り金を原資とする預金債権が信託財産に属する財産であるか否かについては、差押えがされた時点を基準としてこれが判断されるべきものである。したがって、本件預金債権が差し押さえられた後、原審の口頭弁論終結時までの間に預り金が信託財産に属しなくなっている可能性があるとしても、そのことは結論を左右するものではない。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

固定資産税及び都市計画税賦課決定処分取消請求事件について

事案の概要

◇ 本件は、宗教法人である被上告人が、大阪市内に所有する土地（【図１】の６８－５土地を含む。）について、大阪市長から令和２年度の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課決定（以下「本件賦課決定」という。）を受けたところ、６８－５土地の一部は参道として用いられており、「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第３条に規定する…境内地」（地方税法３４８条２項３号）に該当するから、当該部分に固定資産税等を課することはできないなどと主張して上告人大阪市を相手に、その一部の取消しを求める事案である。

◇ ６８－５土地は、被上告人から第三者に賃貸され、【図２】のような、地下１階、地上１７階建ての建物（賃貸用商業施設）の敷地となるとともに、その一部が参道として用いられていた。

【図１】

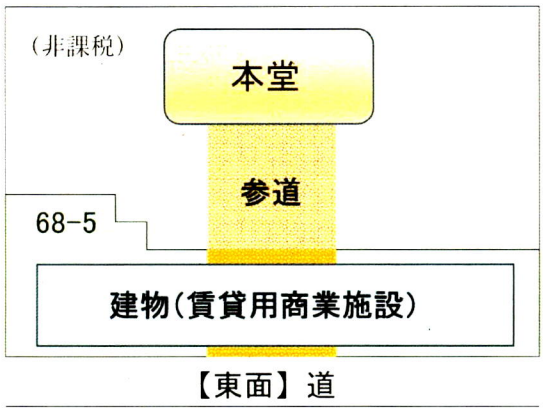

【図２】

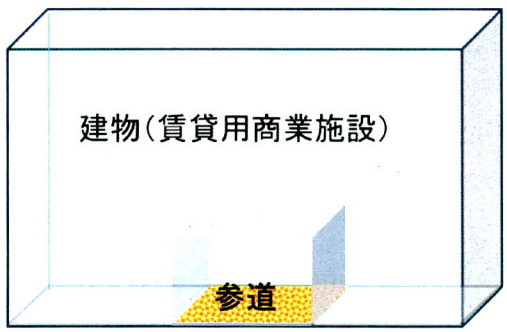

原判決及び争点

◇ 原判決は、６８－５土地上には、非課税用途に供されている空間（参道として使用されている空間）と、課税用途に供されている空間（第三者に賃貸されて商業施設が存在する空間）とが混在しており、６８－５土地の全部について固定資産税等を賦課する本件賦課決定は、上記非課税用途に供されている部分について固定資産税等を賦課する限度で違法であるとして、被上告人の請求を一部認容すべきものとした。

◇ 当審における争点は、６８－５土地の一部が地方税法３４８条２項３号所定の境内地に該当するか否かである。